

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成28年10月5日

坂森 公一 殿

国土交通省自動車局 旅客課長  
貨物課長  
自動車情報課長

平成28年9月6日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

また、事前に電話でご相談頂いた事業の内容は、「観光地で観光客に二輪の自転車を貸し出し、二輪の自転車は乗り捨て可能とし、乗り捨てられた二輪の自転車については、自動車で牽引して元の場所に運びたい」とのことでしたので、照会書に記載された「牽引される為の構造並びに連結装置を有する車両（軽車両）」については、「二輪の自転車」として読み替えて回答いたします。

記

照会書1. 法令名及び条項

①道路運送法2章第四条について

【回答】

本照会内容の「自動車で二輪の自転車を牽引する行為」は、旅客を運送するものではなく、道路運送法第二条第三項の「旅客を運送する事業」には当たらないことから、道路運送法第四条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受ける必要はありません。

担当課：旅客課

②道路運送法第5章自家用自動車の使用について

【回答】

本照会内容の「牽引するための構造並びに連結装置を有する自動車」を使用して二輪の自転車を直接牽引する行為は、自動車を使用して旅客又は貨物を運送する行為には当たらないことから、道路運送法第七十八条に規定する自家用自動車の有償運送には当たりません。

担当課：旅客課・貨物課

③道路運送車両法第2章第四条自動車の登録について

【回答】

道路運送車両法第四条に基づく登録が必要となる自動車とは、同法第二条及び第四条の規定により、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付き自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外のものとされています。

本照会内容の二輪の自転車は、あくまでも自転車として使用する目的のものであり、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具でなく、また、自動車により牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具でないことから、同法第四条に基づく登録が必要となる自動車には当たりません。

担当課：自動車情報課